

供覽

総理廳 乙第一二七号

送付第一五一号の三

昭和二十三年四月十三日

総務省 庶務課

総務省 庶務課

総理廳官房監査課長



総理官房庶務課 啓

職業系陸海軍職員の資格審査基準に
関する件

今般標記の件に關して別紙の通り通牒が發せられ
たから御了知の上然るべく措置相成りた。

裏面白紙

決案第一五一号

昭和二十三年四月十三日

内閣官房長官

邦道有記の件

職業陸海軍職員の資格審査基準に

関する件

昭和二十二年閣令内務省令第一号別表第一の二職
業陸海軍職員の解釈に關しては既に昭和二十二年十
月二十九日附閣決案第七三三号を以て通牒致したが
今更に關係方面の了解により左記の通り確定
したるべく措置せられたい。

尚既に覚書該当者と決定せられた者でこの基
準によれば非該当となるべきものに対しては審
査委員会において再審査の上非該当と決定
して差支えない。

右命により通牒する。

記

一 昭和十六年十二月八日附陸海軍の委託学生
又は委託生徒に採用された者の中、昭和十六年
十二月八日以後において現役將校に任ぜられた者は
覚書該当者としての正規陸海軍將校より除外す
る。

二 文部省所管の大学、専門学校等を卒業し

昭和十六年十二月八日以後におつて現役の各部
將校に任ぜられた者は、覚書該当者としての
正規陸海軍將校より除外する
三陸海軍軍樂將校は覚書該当者としての正規陸
海軍將校より除外する。